

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日は、
翌日となる)

目次

◇規則

職員の勤務時間に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

◇告示

保険医の登録

被爆者一般疾病医療機関の指定

土地改良事業の認可

土地改良事業計画の変更の適否の決定

土地改良事業の工事の完了

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて
の同意を求めるための発起人の届出

建築基準法による聴聞 **(主件)**

◇選管告示

鳥取県知事選挙におけるポスター掲示の開始の日

規則

職員の勤務時間に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和五十八年三月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県規則第七号

職員の勤務時間に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

職員が勤務時間に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十八年三月鳥取県条例第四号）の施行期日は、昭和五十八年三月二十七日とする。

告示

鳥取県告示第二百八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十八年三月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
三宅 茂樹	鳥医第二、八七四号	昭和五十八年一月三十一日

鳥取県告示第二百九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十八年三月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中西 医院	境港市上道町七二三	昭和五十八年三月五日

鳥取県告示第二百十号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（大郷（福井）地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年三月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年三月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第二百十一号

昭和五十七年五月二十八日付けで鹿野町から申請のあつた土地改良（鹿野地区は場整備）事業計画の変更については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年三月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年三月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年三月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

土地改良事業の名称	福塚（宮田）地区ほ場整備事業
工事完了年月日	昭和五十七年三月六日
届出者	日南町

鳥取県告示第二百二十三号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条の二第二項に規定する同意を求めることについて発起人にならうとすることに係る届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年三月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

届 出 者	加入区	漁業の区分	場 所	漁業者調書の縦覧期間
発起人にならうとする者の住所及び氏名 気高郡青谷町大字青谷二〇一〇 長 田 明 気高郡青谷町大字青谷二〇〇六 高 木 治 郎	夏泊加入区	漁業災害補償法第百四十二条第二号に掲げる漁業	夏泊漁業協同組合	昭和五十八年三月十一日から同月二十五日まで

鳥取県告示第二百二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第九項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第十項の規定により

告示する。

昭和五十八年三月十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

一 1 聴聞の日時及び場所

昭和五十八年三月十八日午後二時から

境港市芝町三九五 芝町会館

2 事案の内容

建築基準法第四十八条第三項ただし書の規定により次の建築物の

建築の許可をしようとするものである。

(一) 申請者

境港市外江町七六一一

西部アパレル事業協同組合

理事長 南家悦郎

(二) 建築物の位置

境港市外江町七六〇一、七六一一及び七六一五

(三) 建築物の用途

工場

(四) 工事種別

新築

(五) 建築物の構造

鉄骨造三階建

(六) 建築物の面積

二 1 聴聞の日時及び場所

昭和五十八年三月十八日午後二時から

境港市芝町三九五 芝町会館

2 事案の内容

建築基準法第四十八条第三項ただし書の規定により次の建築物の

建築の許可をしようとするものである。

(一) 申請者

境港市外江町二八一三

南家商事株式会社

取締役社長 南家悦郎

(二) 建築物の位置

境港市外江町七六〇一、七六一一、七六二一及び七六二

一四

(三) 建築物の用途

工場

(四) 工事種別

増築

(五) 建築物の構造

鉄骨造二階建

(六) 建築物の面積

建築面積 二七一・九三平方メートル

延べ面積 三三五・五〇平方メートル

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

昭和五十八年四月十日執行予定の鳥取県知事選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第一項のポスター掲示場に同法第百四十三条第一項第五号のポスターを掲示することができることとなる日を昭和五十八年三月十六日と定めたので、同法第百四十四条の二第五項の規定により告示する。

昭和五十八年三月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵